

十日町市「週休2日取得モデル工事」令和6年4月試行実施要領

1 目的

建設産業においては、週休2日（4週8休相当以上）※1の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

週休2日（4週8休相当以上）を確保できる環境の整備を推進するとともに、週休2日制導入にあたっての課題を抽出することを目的として「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※1 「週休2日（4週8休相当以上）」とは、対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）の28分の8以上の休日を確保することをいう。

2 試行対象工事

- ・ 令和6年4月1日以降に入札公告となる工事。
- ・ 当初設計額が10,000千円以上の土木一式（下水道含む）、舗装、管、造園、さく井工事。
- ・ 発注者が、当初設計書作成時に試行対象として選定したものに特記仕様書を添付して発注。
- ・ モデル工事は受注者希望型とし、工事発注後、受注者が試行実施を希望した工事について対象工事とする。

3 試行対象外工事

発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

- （1）緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。
- （2）現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断できる場合に受注者希望型の試行対象工事とすることができる。

（例）現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

4 週休2日の取得

【工事現場】

- (1) 対象工事現場において、原則完全週休2日^{※2}を確保することとする。ただし、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。
- (2) 地元調整等の理由により、やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（4週8休相当以上）を確保するものとする。

※2 「完全週休2日」とは、毎週2日の休日^{※3}を確保することをいう。

※3 「休日」とは、現場事務所等での事務作業を含め、現場作業を一切行わないことを言う。ただし、現場安全点検（巡視）作業等を行うことは可とする。

【技術者】

- (3) 対象者は、現場代理人、主任技術者、監理技術者とし、週休2日（4週8休相当以上）を確保するものとする。（内業のみの日は勤務日として扱う。）

5 試行の流れ

【発注時】

- (1) 「週休2日取得モデル工事」の試行対象工事を発注する場合、発注者は以下の「4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合」の補正係数を労務費・機械経費(賃料)・市場単価・間接工事費率に乗じて予定価格を算出するものとする。
- ・ 4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合の補正係数

【労務費】 1. 05

【機械経費（賃料）】 1. 04

【共通仮設費率】 1. 04

【現場管理費率】 1. 06

【市場単価】 別紙「市場単価の週休2日補正係数」のとおり

- (2) 発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に『「週休2日取得モデル工事」令和6年4月試行特記仕様書』を添付する。

【試行工事の契約後から竣工まで】

- (3) 受注者は、「週休2日取得モデル工事」の実施を希望する場合、契約後速やかに打合せ簿により監督員と協議を行うこととする。協議の結果、「週休2日取得モデル工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- (4) 発注者は、4（3）の協議が整い次第、週休2日の工程を確保するために必要な日数を受発注者協議のうえ決定し、必要により工期変更^{※4}を行うこととする。

※4 週休2日確保のための日数付与が原因で翌年度へ繰越することは認められないので十分に留意すること。

- (5) 受注者は、施工計画書提出時に、工事現場及び技術者の週休2日取得を確認できる工程表^{※5}（任意様式）を監督員に提出する。なお、当初計画においては、4週8休相当以上

の計画とする。

※5 休日に偏り（工期の始期や終期での偏った休日の設定）が生じることのないよう留意すること。

（6）受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

（7）現場閉所日は、計画的に設けることとするが、現場の進捗状況、降雨、降雪等の気象状況により、当初計画した日以外を現場閉所日としてカウントすることも可とする。

（8）監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

（9）発注者は必要に応じ、休日の取得状況および工程の進捗状況について確認する。

（10）受注者は、工事現場の休日取得実績が確認できる資料（様式：休日取得実績表）を作業日報・出勤簿等により作成し、現場完了日※8以降、速やかに監督員へ提出する。また、技術者においても同様に資料を作成し、工事現場の資料とともに竣工書類に添付する。

（11）発注者は、工事現場および技術者の週休2日確保状況を以下により確認する。

《【工事現場】の確認方法》

現場閉所実施日数(b) ≥ 実施対象期間(a)※6 から算出される現場閉所日数

(= 実施対象期間(a) × 8 / 28)

※6 「実施対象期間(a)」とは、現場着手日※7 から現場完了日※8 のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間及びその他期間※9を除いた期間をいう。

※7 「現場着手日」とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

※8 「現場完了日」とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

※9 「その他期間」とは、以下の期間をいう。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

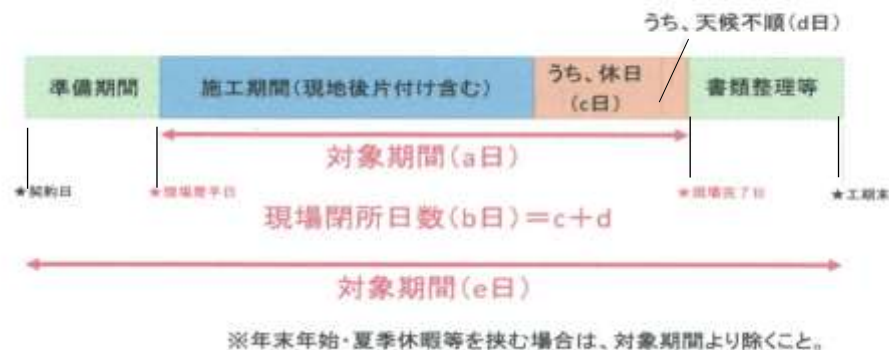
《【技術者】の確認方法》

対象者休日取得日数 ≥ 実施対象期間(e)※10 から算出される対象者休日日数

(= 実施対象期間(e) × 8 / 28)

※10 「実施対象期間(e)」とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間及びその他期間※9を除いた期間をいう。

《 参考イメージ 》



【設計変更】

(12) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、現場閉所が4週8休相当に満たない場合は、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率を減額変更する。「週休2日取得モデル工事」を試行しなかった場合、「週休2日補正無し」に減額変更する。

【工事成績評定】

(13) 発注者は、週休2日（4週8休相当以上）が達成された場合、工事成績評定において以下のとおり加点評価するものとし、達成できない場合であっても、減点評価は行わないものとする。

工事成績評定への加点方法

評定者	考査項目	加点※11
監督員	5. 創意工夫 技術者が週休2日（4週8休相当以上）を達成	+3点
担当係長等	6. 社会性等 工事現場が週休2日（4週8休相当以上）を達成	+5点

※11 加点は、加重平均され、最終的に監督員においては+3点×0.4=+1.2点、担当係長等においては+5点×0.2=+1.0点が評定点として追加される。

技術者が週休2日（4週8休相当以上）を達成せず、工事現場のみが週休2日（4週8休相当以上）を達成した場合は、社会性のみを加点評価する。同様に工事現場が週休2日（4週8休相当以上）を達成せず、技術者のみが週休2日（4週8休相当以上）を達成した場合は、創意工夫のみを加点評価する。

6 アンケートの実施

受注者は、「週休２日取得モデル工事」を実施した工事について、達成状況に関係なくアンケートを入力し、監督員に電子データを提出する。